

平成26年度 第2回 川崎市指定介護保険事業者集団指導講習会

追加資料（制度改正）

※ 平成26年10月22日（水）

社会保障審議会介護給付費分科会（第111回）資料抜粋（概要：詳細は厚生労働省HPをご覧ください。）

1 訪問介護の報酬・基準について（案）

(1) 20分未満の身体介護の見直し

- 夜間、深夜、早朝時間帯について、日中時間と同様に、要介護3以上で一定要件を満たす者に限定
- 20分未満身体介護利用者1月あたりの訪問介護費は、定期巡回Sにおける要介護度の単位数の範囲内
- 同一建物居住者へのサービス提供に係る減算割合の引き上げ

(2) サービス提供責任者の配置等の見直し

- 中重度の要介護者の重点的な受け入れ+人員基準以上のサ責を配置する事業所=特定事業所加算❶
- 複数のサ責が共同して利用者に関わるor利用者情報の共有（効率化）=配置基準緩和（50人に1人以上）

(3) サービス提供責任者が訪問介護員2級課程修了者の場合の減算割合の引き上げ…H27.04から△30%

(4) 生活機能向上連携加算の見直し…通所リハへのリハ専門職が利用者宅を訪問する際にサ責が同行❷

(5) 予防給付が事業化することに伴う人員・設備基準

- 訪問介護事業者が、訪問介護と「総合事業の訪問事業」を同一の事業所で一体的に運営する場合の基準
① 「現行の訪問介護相当のサービス」を一体的運営→現行の介護予防訪問介護に準ずる
② 「訪問型サービスA（緩和基準サービス）」を一体的運営→サ責は要介護者数、要支援者には必要数

2 訪問看護の報酬・基準について（案）

(1) 在宅中重度者を支える対応体制の評価

- 在宅中重度用介護者の医療ニーズに対応したサービス提供体制の評価を行うため、新たな加算を設定
- 以下のような重点的な対応を実施している体制を評価
→ 加算（緊急時訪問看護・特別管理・ターミナルケア）のいずれも、一定割合以上の算定実績等が有

(2) 病院・診療所からの訪問看護の報酬算定の見直し…報酬単価を増額

(3) 訪問看護ステーションにおけるリハビリテーションの見直し

- 訪問看護STからの訪問看護の一環としてのリハと、訪問リハビリテーション事業所からの訪問リハの評価整理

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬・基準について（案）

- 訪問看護サービスの提供体制の見直し…一体型事業所の訪問看護Sの他訪問看護事業所への一部業務委託
- 通所サービス利用時の報酬算定（減算）の見直し…減算（1日あたりの所定単位数の2／3相当額）軽減
- オペレーターの配置基準等の見直し…兼務要件・勤務体制の見直し（複数事業所オペレーター機能集約）
- 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化…自己評価→推進会議報告→評価→公表
- 同一建物居住者へのサービス提供…一定数以上の利用者が同一建物に居住する場合、同一建物減算

4 小規模多機能型居宅介護の報酬・基準について（案）

- (1) 訪問サービスの機能強化
 - ・ 訪問体制強化加算⑥
 - ① 訪問を担当する常勤の従業者を2名以上配置（特定職員を訪問サービスに固定するものではない）
 - ② 1月あたりの延べ訪問回数が一定回数以上（サ付き等併設事業所は、別途要件有）
 - ・ 登録定員の見直し…登録定員「25人以下」→「29人以下」
- (2) 看取りの実施に対する評価…看取り介護加算⑦
 - ・ 看護職員配置加算（I）+看護師24h連絡+利用者家族同意上の計画+医師等と共同で説明及び介護提供
- (3) 運営推進会議及び外部評価の効率化…自己評価→推進会議報告→評価→公表
- (4) 看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所との連携
 - ① 看護職員配置基準=同一敷地内要件の見直し、兼務可能な施設・事業所種別の見直し
 - ② 看護職員配置加算=(I)(II)の加算要件について、常勤換算方法で1人以上の(准)看護師配置で加算
- (5) 地域との連携に係る取組の推進
 - ・ 同一敷地内併設事業所が「総合事業」を行う場合で、入所者処遇に影響が無い場合
 - … 管理者が総合事業の訪問型サービス等の職務兼務、設備（居間・食堂を除く）の総合事業との共用
- (6) 同一建物居住者へのサービス提供…同一建物減算の廃止・利用者居所（事業所同一建物か否か）別報酬
- (7) 事業開始時支援加算…H27.03.31をもって廃止
- (8) グループホームとの併設型における夜間の職員配置…G Hの入居者の処遇に支障が無い+以下の要件充足
 - ① 泊りの定員とグループホームの1ユニット定員の合計が9人以内
 - ② 小規模多機能型居宅介護とグループホームが同一階に隣接
- (9) 小規模多機能型居宅介護と広域型特別養護老人ホームとの併設…広域型特養との併設の緩和

5 複合型サービスの報酬・基準について（案）

- (1) 報酬算定の見直し…看護体制を評価した減算・加算の設定
 - ① 訪問看護を実施していない利用者が一定割合以上=訪問看護サービス部分を減算
 - ② 訪問看護を実施している利用者が一定割合以上+医療ニーズに重点対応=サービス体制強化加算
- (2) 同一建物居住者へのサービス提供…利用者居所（事業所同一建物か否か）別報酬（小規模多機能と同じ）
- (3) 登録定員の見直し…登録定員「25人以下」→「29人以下」（小規模多機能と同じ）
- (4) 運営推進会議及び外部評価の効率化…自己評価→推進会議報告→評価→公表（小規模多機能と同じ）
- (5) サービス名称の見直し…「看護小規模多機能型居宅介護（仮称）」へ変更
- (6) 事業開始時支援加算…平成30年度末まで延長